第七条の二中「経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）」を「経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）による改正前の経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号。以下「旧経済センサス基礎調査規則」という。）」に改める。

第七条の二の二中「経済センサス基礎調査規則」及び「同令」を「旧経済センサス基礎調査規則」に改める。

第七条の二の九中「商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）」を「商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）」に改め、同条第二号中「経済センサス基礎調査規則」を「旧経済センサス基礎調査規則」に改める。

第七条の二の十五中「経済センサス基礎調査規則」を「旧経済センサス基礎調査規則」に改める。

第八条の四の見出し中「の提出」を削り、同条中「法第七十四条の六第一項」の下に「（第三号又は第四号に係る部分に限る。）」を加え、「当該製造たばこが外国航路又は外国航空路に就航する船舶又は航空機に積み込まれたことを当該積込み港の所轄税関長が証明した書類その他の」を削り、「消費その他の処分（以下この条及び第八条の十一第三号において「消費等」という。）が同項第一号から第四号まで」を「消費等が同項第三号又は第四号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十四条の六第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等は、当該製造たばこが外国航路又は外国航空路に就航する船舶又は航空機に積み込まれたことを当該積込み港の所轄税関長が証明した書類その他の当該製造たばこの売渡し又は消費その他の処分（以下この条及び第八条の十一第三号において「消費等」という。）が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存しなければならない。

第九条の二第八項第二号、第十一項第二号、第十五項第二号及び第十八項第二号中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改め、同条第二十七項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二十九項の表第八項第二号の項及び第十一項第二号の項中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。

第九条の四中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。

第十条の二の十二（見出しを含む。）中「第三百四十三条第九項」を「第三百四十三条第十項」に改め、同条を第十条の二の十五とし、第十条の二の十一の次に次の三条を加える。

（政令第四十九条の二第二号の固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者）

第十条の二の十二　政令第四十九条の二第二号の固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号及び第七号に掲げる者については、同条第一号から第四号までに掲げる措置により判明した者に限る。

一　当該固定資産の使用者と思料される者

二　当該固定資産に関し所有権以外の権利を有する者

三　当該固定資産が所在する土地の登記事項証明書の交付の請求及び政令第四十九条の二第一号から第四号までに掲げる措置により判明した当該土地に関し所有権その他の権利を有する者（当該固定資産が土地である場合には、当該土地にある物件の登記事項証明書の交付の請求及び同条第一号から第四号までに掲げる措置により判明した当該物件に関し所有権その他の権利を有する者）

四　当該固定資産が農地である場合には、当該農地が記載されていると思料される農地台帳を備える農業委員会

五　当該固定資産が森林の土地である場合には、当該森林の土地が記載されていると思料される林地台帳を備える市町村の長

六　当該固定資産が所有者の探索について特別の事情を有するものとして総務大臣が定める土地又は家屋である場合には、総務大臣が定める者

七　政令第四十九条の二第三号の登記名義人等又は同条第四号の固定資産の所有者と思料される者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人

（政令第四十九条の二第三号の登記名義人等が記録されていると思料される書類等）

第十条の二の十三　政令第四十九条の二第三号の登記名義人等が記録されていると思料される書類であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　当該登記名義人等が日本国籍を有する個人である場合には、次に掲げる書類

イ　住民基本台帳

ロ　戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票

二　当該登記名義人等が日本国籍を有しない個人である場合には、次に掲げる書類

イ　住民基本台帳

ロ　登録原票（政令第四十九条の二第三号に規定する登録原票をいう。次項第二号ロにおいて同じ。）

三　当該登記名義人等が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　法人の登記簿（当該法人が地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体である場合にあつては、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第二十一条第二項に規定する台帳）

ロ　当該法人の代表者（政令第四十九条の二第一号から第四号までの措置により判明した者に限る。次項第三号ロにおいて同じ。）が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票（当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人（同条第一号から第四号までの措置により判明した者に限る。次項第三号ロにおいて同じ。）が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票）

2　政令第四十九条の二第四号の固定資産の所有者と思料される者が記録されていると思料される書類であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　当該固定資産の所有者と思料される者が日本国籍を有する個人である場合には、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票

二　当該固定資産の所有者と思料される者が日本国籍を有しない個人である場合には、次に掲げる書類

イ　住民基本台帳

ロ　登録原票

三　当該固定資産の所有者と思料される者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　法人の登記簿

ロ　当該法人の代表者が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票（当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票）